

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除について

大学が実施する授業料免除は、大学院生および 2019 年度以前入学の学部学生を対象としており、2020 年度入学の学部学生は（一部の場合^{②1}を除き）「高等教育の修学支援新制度」（以下、新制度）により授業料免除を行うと周知してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により以下の要件に該当する場合、2020 年度後期に限り 2020 年度入学の学部学生でも申請は可能です（新制度採用済の者・申請中の者も併願も可）。新制度とは要件が異なるため、新制度の要件を満たさない場合でも認定されることがあります。

②1 授業料の納期前 6 カ月以内において、学資負担者が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる場合

（新型コロナウイルス感染症の影響により）以下の①②の基準をいずれも満たす場合

①家計支持者が、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる^{②2}）を提出できること

または、

家計支持者の事由発生後の所得^{②3}が昨年度の所得と比較し 1/2 以下となっていること。

②事由発生後の世帯の所得が、大学が実施する授業料免除の免除基準の範囲内となっていること^{②4}

②2 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、社会福祉協議会の「緊急小口資金」など。日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」（http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/pdf/R2w_shienrei.pdf）を参照すること。

ただし、「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」は含まない。

②3 事由発生後の所得を証明する書類（提出書類参照）を基に算出することとし、原則直近 3 カ月（6・7・8 月）分を 4 倍したものとする

②4 授業料免除申請要領一式の中の「授業料免除の家計評価・成績評価について」で大まかに計算可

提出書類

申請要領にある必要書類すべてに加え、以下の書類

①（利用している場合のみ）国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（上記枠内参照）

（裏面に続く）

- ②（給与所得者の場合必須）家計支持者の 6・7・8 月分の給与がわかる給与明細の写または勤務先が作成した「(様式 8)賃金等支払証明書」
- ③（給与所得者以外の場合必須）「(様式 14)新型コロナウイルス感染症の影響による減収申立書」

注意事項

- 前記提出書類の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受け付けません。
- 学部学生で新制度の要件も満たしていると思われる場合は、**必ず新制度に申請したうえで**この授業料免除に申請してください。（秋の定期採用は 9～10 月頃に募集予定）
- これは国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき特別に実施されるものであり、2020 年度後期における授業料免除のみを対象としています。次年度以降は新たに国からの措置がない限り、大学が実施する授業料免除は従前の要件に戻ります。
- 外国人留学生は本学の授業料免除では独立生計者に準じて扱っているため、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除の対象にはなりません。ただし、家計支持者が日本在住の場合は申請可能な場合がありますので、詳細は学生支援課奨学事業係までお問い合わせください。